経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討依頼(行政手続に関するもの)に対する回答

・ (注)6月4日までに提出のあった各府省の回答を記載しております。また、割り振りが「全省庁」となっている要望事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。

| | (注)6月4日までに提出のあった各府省の回答を記載しております。また、割り振りが「全省庁」となっている要望事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。 | | | | | | | | 1.緊急的な対応の可否 |
|----|---|--|-------|--------|----------------------------|---|---|--|--|
| 団体 | 名 No | 要望事項(タイトル) 担当省庁 | 省別No. | 5. | 分類 備考 | 各種行政手続等の 豊重申請 の謝原、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の台略や事後送付等の書類の関素化 : その他 (関憲にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 再検討後の図答 | 各種行政手続等の 押印原則 の聯席関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。) | 再検討後の図答 |
| 日商 | 19 | 自治体手続きの標準化(国による統一の書式・様式の作成と普 全省庁 及促進) | | 1 書面・ | - 押印 | 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【農水省】 ・・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等については事業毎に 能一の様式を示しているところ、電子メールでの申請が可能であること(原本は 事後に衝送)について周知することとする 【総務省】 「自治体手続きの標準化」については、手続によって対応が異なり ますので、担当護室にご確認いただきますようお願いします。 なお、地方税については、法人住民税や法人事業税などの法人の申告税目等につ いては、既にeLTAXを用いて、全国統一フォーマットにより電子申告等が可能と なっており、更なるeLTAXでの対象手続の拡大については、費用対効果や地方団 体の意向等を踏まえ、検討してまいりたい。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 | (オンライン化対応している手続について) (1)a bxcxdx 既にeLTAXを用いて電子申告が可能となっている手続については、各地方団体に対し周知を依頼している。また、申告、納付期限については、各地方団体に対し柔軟な対応を依頼している。 (オンライン化対応していない手続について) (2)fxg hx | 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては,所管省庁に準じて対応。 【農水省】・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 【宮内庁】a×b×c d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能が検討し,適宜対応する。 【農水省】a 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係 る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。 |
| 日商 | | 自治体の行政手続(バスポート、住民票、印鑑証明、戸籍、転 出入など)のオンライン化・デジタル化推進 | | 2 書面: | · 押印 | 団体へまとめて電子的に実施可能となっている。 今後も、eLTAXを活用した地方税の電子化の推進について積極的に検討してまい りたい。 【消費者庁:認定・更新の申請等】 添付書類の省略や事後送付等の書類の随素 化 【外務省://スポート】 2022年度中に旅券の電子申請の導入、2024年度に戸籍 謎抄本の添付省略をすべく準備しているが、システム開発には一定の時間を要す るため緊急な対応は困難。 【警察庁】 申請期限が切迫しているなどの緊急の場合には、申請受理後、当該 期限後に必要書類の提出を追加で求めるなどの対応は可能な手続もある。 | 【消費者庁:認定・更新の申請等】 (2)f g h× 文書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める。 また提出書類のうち、官公署での取得が必要な書類(住民票等)などテレワーク環境下で直ちに提出が 困難な書類については、当該書類の後日提出を認める。 【外務省:パスポート】(2)f ,g×h× 新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受け現地政府による外出制限等により在外公館への出頭が 困難なために旅券の有効期間満了前に切替申請ができなかった申請者については、新たなパスポートの 発給申請の際に必要となる戸籍離抄本の海付省略を認めるための省令改正の手続きを進めており,6月中の公布・施行を目指しているを検討中。 | 【農水省】・ 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に 代わって自載でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左 【外務省:バスボート】 旅券事務に押印が必要な手続はない。 | 【農水省】a 令和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。 【外務省:パスポート】(1)a-fx 旅券事務に押印が必要な手続はない。 |
| 日裔 | 21 | 事業者向けのオンライン手続の推進(社会保険手続に導入した ID・パスワード方式の原則化、GビズID(法人共通認証基 盤)の活用) | | 3書面 | • 押印 | 【公取】 可能な範囲でeメールによる提出を認める 【農水省】 ・・ ・令和2年度機林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について同知することとする。 ・原本を確認する必要がある場合、個別の事情を詰まえて対応することとする 【総務省】 「事業者向けのオンライン手続の推進」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者方】 各法令所管省庁の解釈に率して対応 【個情委】 デジタル・ガバメント実行計画(2019年12月20日改定(團議決定))に基づき、費用対効果の精査を十分に行った結果、オンライン化を見送った手続であるため。 【金融庁】 所管法令に基づく、事業者と行政機関等との間の行政手続のオンライン化については、当庁所管のデジタル行政地進法施行規則により法令上は対応 済まれる人を持ち、モルー、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ては、eメールを含むオンラインによる受付を認める。その際、提出期限については柔軟に対応する。 また、予めeメールアドレスを記復している金融機関に対しては、原則。eメールで送付する。 但し、一部の原本が必要な源付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 【墨原庁】(2)fx は金聞霊歌で各種手級のオンライン化を可能とする方策(システム整備等)について検討を開始した。 【外務省】a e: 該当なし f: (一部行政手続きのみ) g: (一部行政手続きのみ) h: x i:上記○以外の一部行政手続きについては個別の具体的な要望があれば検討することとしたい。 | 対応することとする 【総務省】 同左 【個情委】 手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 | |
| 日商 | 26 | 補助金の申請・報告・請求等における電子契約(電子署名)の 全省庁 利用 | | 4 書面 - | •押印 | 等について電子メールでの申請が可能であること(原本は事後に郵送)について 周知することとする 【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただ くことで代替可能と考えられますので、手焼担当課室にご確認いただきますよう お願いします。 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を 検討 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に率して対応 【外務省】 eメールによる提出を認めた上で、原本は事後送付 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものである が、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【環境省】 【金融庁】 eメール(PDF添付)による提出を認める 【経産者】②、③、④ | 【外務省】(2) f g h メール (PDF等で添付)による提出を認め,直ちに提出が困難なものは後日送付を認める。 【環境省】(2) f g h 【金融庁】(2) f O g h 【金融庁】(3) f O g h 【金融庁】(4) a bxc d(f-h) 令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム(Jグランツ1.0)の適用を開始。中小企業団体等を通じて同システムについて同知を限っている。 | 等において押印に代わって自審でも可であることを周知することとする 【総務省】 同左 【国交省 目安省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に単じて対応 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであ るが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【環境省】 (緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付 | 【防衛省】aOboc d-(該当なし) 【意水名]a 今和2年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による書名でも受け付ける間を周知することとする。 【国交当】a-d- 一部組動金については、グランツを利用した電子申請が可能となっており、その旨の周知を実施する。その他補助金については、個別の要望に応じて検討することとしたい。 【消費者[7]e (各法令所管省庁の解釈に挙じて対応) 【消費者[7]e (各法令所管省庁の解釈に挙じて対応) 【消費者[7]e (名法を所管省庁の解釈に挙じて対応) 【消費者[7]e (名法を所管省庁の解釈に挙じて対応) 【3 (第3 a b c d 1x (報金書を)を)を では、15 m m m m m m m m m m m m m m m m m m m |
| 日商 | 7 | 飲食店によるインターネットを通じたチケット販売等における 資金決済法に基づく保証金の供託不要期間(6カ月)の延長 | | 1 その船 | 飲食店支援のための も 手続き等の見直し | | | | |

| | | 個人・法人に対して 対面での対応 (持参による提出、対面による交付、 講習会)を求める手続関係 :オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応す | 再械討後の回答 | | |
|-------|--|--|---|---|---|
| 団体名 | 要望事項(タイトル) | る。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他 (関係にご記入ください。) : 対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。) | | その他 | 再検討後 その他 |
| 日商 1: | 自治体手続きの標準化(国による統一の書式・様式の作成と普 及促進) | | | 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することと したい。 | 【環境省】要望の趣旨に照らし、環境省だけでの取組では不十分であることから、政府全体での対応を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】変更なし |
| 日商 24 | 」自治体の行政手続(パスポート、住民票、印鑑証明、戸籍、転 出人など)のオンライン化・デジタル化推進 | | 【総務省】 《住民票>C 住民票>C 住民票>C 住民票>C 住民票の写しの交付請求は、オンラインで行うことが可能である。 《印鑑証期>C 印鑑登録証明書の交付請求は、オンラインで行うことが可能である。 《転出届>C マイナンパーカードの交付を受けている者による転出届は、オンライン で行うことが可能である。 《転入届>d 転入届については、これが受理されることで、届出先市町村の住民票に 記載され、当該往民票の情報を基礎として選挙人名簿の作成、保険給 付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることか ら、届出者の実在性・本人性を服格に対面で確認することが不可欠であ る。 また、マイナンパーカード及びこれに記録される電子証明書は、この様 な解核な審査を接て調製される往民票を基礎としており、それを信用の 基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン 化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、 転入届については、窓口において対面で実施することが必要不可欠であ る。 | 譲システムを追加配備したほか、その他のWeb会議サービスにも対 応できるよう設備を整えて対応可能とし、本事版下におけて、事業 者とのデジタルフミュニケーションの強化に努めている。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することと | の中で通切に管理を行い手続きが滞らないようにしている。また、事業者とのデジタルコミュ ニケーションの強化に努めている。 |
| 日商 2 | 事業者向けのオンライン手続の推進(社会保険手続に導入した I D・パスワード方式の原則化、GビズI D(法人共適認証基 盤)の活用) | 【金融庁】 オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって 対応する、または ネットでの講習の提供などで対応する。 | 【金融庁】a-c 法令であるが懐行であるかに関わらず、原則オンラインで対応すること とする。 | 【環境省】これまでに整備済みのオンラインシステムについて、環 場省ネットワークシステムの中で適切に管理を行い手続きが滞らな いようにしている。また、事業者からのオンライン打合せ等に対応 できるよう、従来より採用しているシスコ社のWebexによるWebら 譲システムを追加配備したほか、その他のWeb会議サービスにも対 のできるよう設備を整て対応可能とし、本事態下において、事業 者とのデジタルコミュニケーションの強化に努めている。 【経産省】GビズID(法人共通認延基盤)を使用したいというシス テムがあれば、GビズIDの運用体制・考慮しつつ連携を検討する。 【文料省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することと したい。 | 【環境省】これまでに整備済みのオンラインシステムについて、環境省ネットワークシステムの中で適切に管理を行い手続きが滞らないようにしている。また、事業者とのデジタルコミュニケーションの強化に努めている。 【経産省】GビズID(法人共適認証基盤)を使用したいというシステムがあれば、GビズIDの運用体制も考慮しつつ連携を検討する。 【文科省】変更なし |
| 日商 21 | 補助金の申請・報告・請求等における電子契約(電子署名)の 利用 | 【経産省】、 | | 【環境省】 (書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【経産省】令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム(1グランツ10)の運用を開始し、同システムの活用により書面申請、押印、対面対応の撤废を目指す。 また、1グランツ10に対応していない補助金や対応できない事業者については、eメールによる提出を受け付け、後日正式な書類を郵送等により提出してもらい対応。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。 | 【環境省】 (書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし |
| 日商 | 飲食店によるインターネットを通じたチケット販売等における 資金決済法に基づく保証金の供託不要期間(6カ月)の延長 | | | 資金決済法では、発行の日から6ヶ月内に限り使用できるものは 適用除外であるところ、例えば、緊急事態宣言を受けて、店舗を閉 誘せざるを得ない場合などであれば、その店舗閉鎖原間など、実質 的に前払式支払手段が使用できない期間につき、6ヶ月の期間に会 めないといった扱いをすることも立法趣旨には反しないと考えられ る。当該6ヶ月の期間に係る扱いについては、現下の状況も踏ま 入、個別事業に応じて集教な対応を検討したいと考えているため、 適慮なく金銭行又は所管の財務(支)局まで相談いただきたい。) 自家型前払式支払手段は基準日に1000万円以上の未使用残高がな い場合等は資金決済法の適用除外。 | e○ 資金決済法では、発行の日から6ヶ月内に限り使用できるものは適用除外であるところ、例え ば、緊急事態直音を受けて、店舗を閉鎖せざるを得ない場合などであれば、その店舗閉鎖期間 など、実質的に前払式支払手段が使用できない期間につき、6ヶ月の期間に含むないといった 扱いをすることも立法趣旨には反しないと考えられる。当該6ヶ月の期間に係ら扱いについて は、現下の状況も踏まえ、個別事業に応じて柔軟な対応を検討したいと考えているため、遠慮 なく金融庁又は所管の財務(支)周まで相談いただきたい。) 自家型前払式支払手段は基準日に1000万円以上の未使用残高がない場合等は資金決済法の適 用除外。 |

| 団体名 | No 要望事項(タイトル) | 担当省庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | 各種行政手続等の 豊直車蓋 の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール (PDF等で添付) による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他 (簡素にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 再検討後の回答 | 各種行政手続等の <u>押印原側</u> の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (簡素にご配入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 1.緊急的な対応の可否 再検討後の回答 |
|-----|---|-------|-------|---------|-----------------------|---|--|--|---|
| | | | | | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | | |
| 日商 | セーフティネット保証の認定申請の線和 2 ・民間金融機関及び専門家の活用による申請の円清化、オンライン化 | 経済産業省 | | 1 書面・押印 | | 本年5月1日より開始した新制度において、金融機関によるワンストップ手続 を推進している。 また、一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられるところであ り、この動きが他の市区町村にも波及することが期待される。 | | 本年5月1日より、申請者の押印については、自書する場合や法人の実在性、申込意 思、書類の真正性が別の手段により確認できる場合にあっては、一律に押印を求めない こととしている。 | |
| 日商 | セーフティネット保証の認定申請の緩和 3・提出書類の簡素化(法人番号の活用等による履歴事項全部証明書、納税証明書の省略化) | 経済産業省 | : | 2 書面・押印 | | 市区町村には法人(個人)の実在が確認できる書面及び売上高等が確認できる 書面以外の添付書面は樹末しないよう要請済。 法人の実在が確認できる資料の一つとして、履歴事項全部延明書又は履歴事項現 在延明書を求めている(写しでも可、なお、他に代替できるものがあれば必ずし も履歴事項全部延明書でなくとも良い運用としている。)。納税延明書は原則と して求めていない。 | | 本年5月1日より、申請者の押印については、自書する場合や法人の実在性、申込意思、書類の真正性が別の手段により確認できる場合にあっては、一律に押印を求めないこととしている。 | |
| 日商 | 中小企業支援等 15 ・専門家派遣の連用改善、専門家によるオンライン窓口相談の 推進 | 经済産業省 | | 4 その他 | | | | | |
| 日商 | 中小企業支援等 16 - 商工会議所のオンライン経営指導の制度化(都道府県の補助 金要綱への明記) | 経済産業省 | | 5 その他 | | | | | |
| 日商 | 17 特定原産地証明書のオンライン発給の早期実現 | 経済産業省 | | 6 書面・押印 | | 特定原産地証明書の申請手続については、すでに専用のシステムでの運用を実施済み。) | 申請手続は、全てオンラインで行われています(利用率100%)。 | 押印は求めていない。 | 押印は求めていません。 |
| 日商 | 22 中小企業の特許料金の一律半減制度における一括申請の導入 | 経済産業省 | | 7 その他 | | | | | |
| 日商 | 「中小企業倒産防止共演(経営セーフティ共演)」申込書における部送やオンライン申請の許容 (日常知2) (経営セーフティ共演、申込置に対する経さ電子申請の許容 根拠は、中心企業関係防止共演施計策制第3条 現状、 ・所立コロケクイルぶたとよる影響で側をする企業が推加しており、取引例の前条時 現状、 ・所立コロケクイルぶたとよる影響で側をする企業が推加しており、取引例の前条時 を設定してディバの中心を対して、一大が成まっていく可能がある。 ・経営セーフティ人共和の中心表が代へのの都度であり、実験を開発を上述会験機関の 部へ限定となっており、制造が認められておらず、電子申請やむさない ・事第に即立当代者とした場合の各の金融機関で、「併全併全口接接替中出席」の確認 即の所が必要とは、「特別を実施と関係と、 ・「排金性とコーティ企業共演の申込庫、契約定差回出席の解述・電子申請を認める。 ・「排金性会口接触替中出席」、「特別付金数付請求書」の確認可能を不要とする。 | 経済産業省 | : | 8 書面・押印 | | 押印を求めない業務の添付書類を簡素化(印鑑証明書は不要)。 | (2) fO hO 一部様式については、eメールでの送付を行う。また、委託団体の届出事項変更申出書等及び特例措置 の掛金請求に影響のある申出書をeメールによる提出を認める。 | | a〇 当該特例指置の手続きにおける登録取扱機関の押印は求めない。また、貸付業務における本人確認書類(証 拠としての担保価値があるため)以外は契約者の押印を求めない。なお、口屋振替設定が必要となる契約以 外の業務に関する金融機関による口座確認印は求めない。 |
| 日商 | 「小規模企業共済」申込書における郵送やオンライン申請の許容 (日南福定) 「小規模企業共済」申込書における郵送や電子申請の許容 根据と・小規模企業共活版計規制度2条 25 、 | 経済産業省 | , | 9 書面・押印 | | 押印を求めない業務の添付書類を開素化(印鑑証明書は不要)。 | (2) fO hO 一部模式については、eメールでの送付を行う。また、委託団体の届出事項変更申出書等及び特例措置 の掛金請求に影響のある申出書をeメールによる提出を認める。 | | 8〇 金銭消費賃借契約は、証拠としての担保価値があるため、また、給付業務(マイナンパー未提出者)は本人 確認ができないため実印の押印を求める。これら以外の手続きにおいては押印を求めない。なお、口座振替 設定が必要となる契約以外の業務に関する金融機関による口座確認印は求めない。 |
| 日商 | 29 保証協会付き融資を実施する際の、保証人面談のオンライン化 の許容 | 経済産業省 | 11 | 0 書面・押印 | 民間の慣行 | 保証協会付き触資を実施する際、保証協会が直接対面で保証人面談を実施する ことは一部のケース(保証利用が初めてのケース)を終いて原則生じない。な お、信用保証委託中込書については、一部の金融機関において電子入力ツールを 導入済(書面そのものは存在)。オンライン化については引き続き検討。 | | 押印がなされない場合、信用保証委託契約の真正な成立が推定されない可能性が高くなり、訴訟等の場において証拠資料として取り扱われないこととなるおそれもあるため、現状では信用保証協会のみが押印を廃止する取扱いとする対応は困難。 | |
| 日商 | 8 テイクアウト商品の店頭販売時の道路使用許可の緩和 | 警察庁 | | 1 その他 | 飲食店支援のための 手続き等の見直し | | | | |

| 団体名 | No 要望事頃(タイトル) | 個人・法人に対して <u>対面での対応</u> (持参による提出、対面による交付、 講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応す る。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : モの他 (関源にご配入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 再検討後の回答 | その他 | 再検討後 その他 |
|-----|--|--|--|--|---|
| 日商 | セーフティネット保証の認定申請の緩和 2 ・民間金融機関及び専門家の活用による申請の円滑化、オンライン化 | 一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられる。 一部の市区町村では郵送での受付を開始している。 5月より取扱いを開始した新型コロナウイルス感染症対応資金では、 全融機関による代理申請を原則としている。 | | | 経済産業省では、今回の新型コロナウイルス感染症への対応として、セーフティネット保証等 の認定事務を担う市区町村に対して、真正性や意思確認が確保できる手段があれば、必ずしも 書面であることや押印を必須としない連邦に改善済み。 また、既に原則郵送の申請とする自治体もあり、対面であることも要請していない。 |
| 日商 | セーフティネット保証の認定申請の緩和 3・提出書類の順素化(法人番号の活用等による履歴事項全部証明書、納税証明書の省略化) | 一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられる。 一部の市区町村では郵送での受付を開始している。 | | | 経済産業省では、今回の新型コロナウイルス感染症への対応として、セーフティネット保証等 の認定事務を担う市区町村に対して、真正性や意思確認が確保できる手段があれば、必ずしも 書面であることや押印を必須としない適用に改善済み。 また、既に原則郵送の申請とする自治体もあり、対面であることも要請していない。 |
| 日商 | 中小企業支援等 15 ・専門家派遣の運用改善、専門家によるオンライン窓口相談の 推進 | | | ・「ミラサボ専門家派遣事業」においては、緊急事態宣言発出期間 中、緊急措置として、電子的な方法により、専門家が中小企業者等 を支援することを、一定の要件の下で本派遣事業とすることを認め ている。 ・「よるず支援拠点」における専門家(コーディネーター)への相 該については、通常時より、電話やメール等でも受け付けている。 ・「経営相談体制強化事業」では、中小企業診断士等によるオンラ イン相談窓口を設け、国が講じている施策の説明寺の経営相談業務 を実施する。 | ・「よろず支援拠点」における専門家(コーディネーター)への相談については、通常時よ |
| 日商 | 中小企業支援等 16 · 商工会議所のオンライン経営指導の制度化(都進府県の補助 金要網への明記) | | axbxc オンライン(テレワーク等)による経営改善音及事業を実施することは 可能であり、経営相談においても非対面方式が推進されるよう、中小企 業庁から事務連絡(令和2年4月30日付)を行っているところ。補助 事業実施にかかる具体的な内容については、各都連府県にご確認いただ きたい。 | | |
| 日商 | 17 特定原産地証明書のオンライン発給の早期実現 | 電話や郵送によって対応する。 (特定原産地証明書は全国 2 6 カ所の事務所で書面にて発給し、窓口 での手交も行っていたが、4月17日に窓口業務を停止し、全面的に 郵送での交付に切り替えを実施済み。) | 4.c 現在、オンライン上で郵送による交付を選択できるので、対 面の必要はありません。 | | |
| 日商 | 22 中小企業の特許料金の一律半減制度における一括申請の導入 | | | 中小企業による審査請求料等の減免申請を一括化するためにはシス テムの改修が必要となるため、緊急的な対応は困難。 | |
| 日商 | 「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」中込書における郵送やオンライン申請の許容(信用権定) 「経営セーフティ共済」」中込書における郵送や電子申請の許容機設は、中心企業傾向以上表記版行規制第13条機以: ・ | 機構が取扱窓口となっている業務は郵送にて対応済。 | c○ 一部様式の入手についてはオンライン対応している。 | | |
| 日商 | 「小規模企業共済」申込書における郵送やオンライン申請の許容 容 (日高福定) 「小規模企業共済」申込書における郵送や電子申請の許容 機成は、の規定金製共流品所刊制度 2.条 現状: 25 - 小規定金数年活成品所刊制度 2.条 現状: ・事業に即け金計者形とし日産のある金融機関で、「即金預金口をはい、 ・事業に即け金計者形とし日産のある金融機関で、「即金預金口をはい、 規則は個である金融機関で、「即金預金口機関等出售」の申請 別の用が助の発となってもり、 規模部の更望: ・小規程金単派の申込息、契約変更出計画の形式・電子申請を認める。 ・「即金預金口機関等中出書」「同付金額人申込書」の確認印を不要とする。 | 機構が取扱窓口となっている業務は郵送にて対応済。 | cO 一部様式の入手についてはオンライン対応している。 | | |
| 日商 | 保証協会付き融資を実施する際の、保証人面談のオンライン化 の許容 | 保証利用が初めてのケース等を除き、保証協会が直接対面で保証人 面談を実施することは原則生じない。多くのケースでは、保証協会が 金融機関に保証意思確認を含む保証人面談をお願いしているのが実情で あることから、金融機関にて実務的に対応できるかどうかによるとこ るが大きい。 | CO 信用保証協会の利用が初めてのケース等を除き、信用保証協会が直接対面で保証人面談を実施することは原則生しないが、保証人保護の観点から、社会的に要請されている対面での契約内容の確認や保証意思などの契約を認め確認を終き、保証人が記載した委託者との関係その他の記載事項の確認など特別対面を要しないものについては、保証協会と中小・小規模事業者間でオンラインで面談できる環境が整っていることを前提に非対面で面談を許容。 | | |
| 日商 | 8 テイクアウト商品の店頭販売時の道路使用許可の緩和 | | | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第 1 項第 3 号に規定する行為に該当するか否かは、当該場所の道路状況、人車の交通状況、出路行為にはり使用される道路空間の大きさ、出西行為の業態、道路を使用する時間の長担等を総合的に考慮して判断されるものであることから、当該行為に係る場所を管轄する警察署に、個別に御相談されたい。 | |

| | | | | | | | A MANAGOTT | | | | |
|-----|------|---|----------|-------|---------|-----------------------|--|---|---|--|--|
| 団体名 | i No | 要望事項(タイトル) | 担当省庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | 各種行政手続等の 書面中語 の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール (PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類公当略や事後送付等の書類の関素化 : その他 (関潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 再検討後の図答 | 各種行政手続等の 押印原則 の勝廃関係 :法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 :法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 :その他 (関派にご記入ください。) :対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。) | 1.緊急的な対応の可否 再検討後の回答 | |
| 日商 | 1 | 雇用調整助成金の申請窓口の混雑緩和、申請要件及び適用の更なる緩和と早期支給 ・申請受付体制の強化、手続き時間の短線、オンライン化 ・生産指標要件および関連確認書類の激度等 ・概算前払い制度の導入、書類不偏の場合の助成金受給後の是正の容認 | 厚生労働省 | 1 | 1書面・押印 | | <申請受付体制の強化、手続き時間の短縮、オンライン化>5/20よりオンライン中請受付限的予定。申請受付体制の強化、手続時間の短縮をするため、人員体制の強化を行うとともに、手続の簡素化を行った。 <生産指標要件および間連確認書類の撤廃等> 生産指標要件を大幅に緩和した。 <概算前払い制度の導入、書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認> 概算前払い制度の導入及び書類不備の場合の助成金受給後の是正の容認については、適正受給の観点から対応困難だが、賃金締切日が到来して支払額を確定させていれば支払前の申請も可能とする予定。 | <雇用調整助成金計画届出・支給申請> a b cxdx(今回の新型コロナウイルス懸染症対策として、雇用調整助成金の支給申請はオンライン 手続を実施しているので、その周知により利用促進を図る。なお、計画届の提出は簡素化のため機廃済 み。) | 雇用調整助成金の記名押印欄についても、署名による申請も可能とする予定 | a b-c-d-(原則として、押印無しでも受け付けることとする。) | |
| 日商 | 5 | 雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の負担軽減 | 厚生労働省 | 2 | 2 書面・押印 | | | <36協定、就業規則> a bxcxdx 都型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経 項団体に要請を行ったとともに、労働基準監算書等において引き続き周知していく。 (雇用保険) a bxcxdx(雇用保険関係手続については、事業主が行う主要な手続は全てオンライン手続可能と なっているので、その周知により利用促進を図る。) | 36協定、就業規則について、労働基準法施行規則第49条第2項、第59条の2第2項に 基づき、配名押印に代えて、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれ ば、配名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。 | 36協定、就業規則> a - d xe 現行上も、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、36協定等は雇用関係において重要な労働条件を定める性策をもつ届出であるにもかかわらず、押印の手続を省略することで第三者等からの虚偽の届出が行われる懸念があり、ひいては労使期の合意の有無が確認できず、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性があるため。 fx 民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。 〈雇用保険〉 a - b c - d - (原則として、押印無しでも受け付けることとする。) | |
| 日商 | 6 | EC販売の際の「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続き緩和 | 厚生労働省 | 3 | 3 その他 | 飲食店支援のための 手続き等の見直し | 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。 | 営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めるものではない等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。 | 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。 | 営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書を P D F 等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めるものではない 等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。 | |
| 日商 | 10 | 介護ソフトの書式統一、紙ベースの「署名・捺印」「交付」等 の見直し | 厚生労働省 | 5 | 書面・押印 | 介護分野の規制緩和 | 既に対応済み(3月6日付事務連絡において、郵送・電子メール等への見直しを 図るよう自治体に周知したところ) | fO()gOhO 3月6日付事務連絡において、郵送・電子メール等への見直しを図るよう自治体に周知したところ ()同事務連絡にて押印は原則不要である旨を周知したところ | 既に対応済み(3月6日付事務連絡において、押印の見直しを図るよう自治体に周知したところ) | aO()、bodf該当なし ()3月6日付事務連絡において、押印は原則不要である旨を周知したところ | |
| 日商 | 11 | 介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面談・サービス担当者WEB会議の導入実現 | 厚生労働省 | E | 5 対面 | 介護分野の規制緩和 | | | | | |
| 日商 | 14 | 飲食店等の開業時における新規営業許可申請のオンライン化等 | 厚生労働省 | 7 | 7 書面・押印 | 創業・開業等 | 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。 | 営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めるものではない等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。 | 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。 | 営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書を PDF等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めるものではない等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。 | |
| 日商 | 27 | 建設業における申請・届出のオンライン化 | 国土交通省 | 1 | 書面・押印 | | | f: ・eメールでの提出を可能とする。 ・必要な書類が十分に整わない場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、許可の更新的 限を迎える者が書類の不足を理由に許可が失効しないよう、柔軟な運用を行うこととする。(5/29付け 課長通知で措置済み) g: 決算報告について、株主総会の承認などを受けていないものであっても、受け付けることとする等、柔軟に対応することとする。(5/29付け課長通知で措置済み) h: 計可行政庁から事業者に送付する許可通知については、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。 | | a: 5/22に貴会議より示された基準(2.押印原側の見直しの基準について)に従い、ガイドラインにおける様式を根拠として、押印を求めている手続については、押印を求めないこととする。 b: 、c: 5/22に貴会議より示された基準(3.行政手続等の類型毎の対応方針 業法)に従い、本人確認のために押印を求める必要性が比較的大きいと考えられる、新規の許可申請等でない手続(継続的な関係の中での手続である、更新申請や変更届出等)については、押印を求める意味合いが比較的小さいと考えられるため、押印を省略することを可能とする。 | |
| 日商 | 18 | 防火・防災管理者等に係る対面講習の廃止 | 総務省 | 2 | 2 対面 | | | | | | |
| 日商 | | 地方自治体へ提出する就業証明書(保育所の入園申し込み等) への押印の省略 | 内閣府厚生労働省 | 1 | 書面・押印 | 内閣府・厚生労働省 内閣府で回答 | | | | a 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の添付書類として提出することとされており、押印は求めていない。さらに、5月19日には、市区町村に対し、今級の新型コロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務連絡を発出した。 | |
| 日商 | 12 | 法人設立の際の公証人役場における定款認証の廃止(存続の場合も手数料(5万円)の早期引き下げ) | 法務省 | 1 | その他 | 創業・開業等 | | | | | |

| | | 個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、 講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応す | 再検討後の回答 | | |
|---------|---|---|---|---|--|
| 田休夕 | | る。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 | | | ===== |
| 団体名 | No 要望事項(タイトル) | :電話や郵送によって対応する。 :その他 (簡潔にご記入ください。) | | その他 | 再検討後 その他 |
| | | :対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 雇用調整助成金の申請窓口の混雑緩和、申請要件及び運用の更 なる緩和と早期支給 ・申請受付体制の強化、手続き時間の短縮、オンライン化 | | | | |
| 日商 | ・ 中部支付体制の強化、手続さ时間の短線、オプライブ化 ・生産指標要件および関連確認書類の撤廃等 ・概算前払い制度の導入、書類不備の場合の助成金受給後の是 | | | | |
| | 正の容認 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 日商 | 5 雇用保険、就業規則、36協定に係る届出の負担軽減 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとす | |
| 日商 | E C 販売の際の「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続き緩和 | 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。 | 1.1.3 ものでけないため 田語書をPDF端によって流付する形でのeメー | る場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事(保健所設 置市にあっては市長、特別区にあっては区長)から、許可を受ける | |
| | で版作 | | が今による音楽技画を認める、またが900元件中で水の6000にはない 等、柔軟な取扱いを通知(周知)する。 | ことが必要である。営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府 県等が行っている。 | |
| 日商 | 10 介護ソフトの書式統一、紙ベースの「署名・捺印」「交付」等の見直し | | | | |
| | 介護支援専門員の月1回のモニタリング訪問の見直し、遠隔面 11 | 既に対応済(サービス担当者会議については2月28日付事務連絡に | bO サービス担当者会議については2月28日付事務連絡において、モニタリ | | |
| 日商 | | おいて、モニタリングについては3月6日付事務連絡において柔軟な 取扱いを認めているところ) | ングについては3月6日付事務連絡において柔軟な取扱いを認めている ところ | | |
| | | | 営業許可申請に関する申請は、法令上、書面による提出や押印を求めているものではないため、申請書をPDF等によって添付する形でのeメー | 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとす る場合は、食品衛生法第52条等に基づき、都道府県知事(保健所設 | |
| 日商 | 14 飲食店等の開業時における新規営業許可申請のオンライン化等 | 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。 | ル等による書類提出を認める、また必ずしも押印を求めるものではない 第一条数な取扱いを通知(Bán) オス | 置市にあっては市長、特別区にあっては区長)から、許可を受ける ことが必要である。 | |
| | | | | 営業許可に係る事務は自治事務であり、都道府県等が行っている。 | |
| | | | | | |
| 日商 | 27 建設業における申請・届出のオンライン化 | | | | |
| III III | Zi XEDX (COI) O Ton MILLO (1) / 1 / 1 | | | | |
| | | | | | |
| | | 新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合におい | a×bOc× 新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合において | | |
| 日商 | | ても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法につい て検討する。 | も、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について | | |
| | | TO COMPANY TO SERVICE | 検討する。 | | |
| 日商 | 9 地方自治体へ提出する就業証明書(保育所の入園申し込み等) への押印の省略 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | 対応不要 | (1)a bxcxdx 定款認証については、既に,オンライン申請,電子署名,テレビ電話等の利用が可能であ |
| 日商 | 法人設立の際の公証人役場における定款認証の廃止(存続の場合も手数料(5万円)の早期引き下げ) | | | 電話等の利用が可能であり,利用者は,公証役場に出頭せずに遠隔 | り、利用者は、公証役場に出頭せずに遺隔で手続を完了することができるが、本年5月11日 施行の省令改正により、必要な添付書類が全てオンラインで指定公証人に提供されている場合 |
| | m = a milit = raidy = 1 mallie 112 / | | | で手続を完了することができるため,コロナ感染防止のための緊急 対応は不要である。 | に加え、必要な添付書類があらかじめ指定公証人に郵送されている場合など、指定公証人が相当と認めるときに、テレビ電話等の利用がより広く可能とされたところであり、この取組につ |
| | | | | | いて,更なる周知を行ってまいりたい。 |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | | | | | 1 . 緊急的な対応の可否 |
|-----|--|-------|-------|------|------|--|---|---|---|
| 団体名 | No 要望事頃(タイトル) | 担当省庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | 各種行政手続等の 豊面中頭 の瀬原、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の台略や事後送付等の書類の関素化 : その他 (関潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 再検討後の回答 | 各種行政手続等の <u>押印度削</u> の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他(関源にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 再枝討使の回答 |
| 日商 | 13 第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続きの見直し | 法務省 | 2 対面 | i ad | ·開業等 | | | | |
| 日商 | 23 紫花の膜質の見積書・請求書・領収書への押印の省略、ネット 販売品の見積書の省略 | 文部科学省 | 1 書面 | ā•押印 | | それぞれの学校の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。 | 内閣府の要請にもとづき、各学校の実情に応じてオンライン対応を検討するよう周知する。 仮に地方公共団体により義務付けられている場合は、総務省からお示しする国の基本的対応方針に従 い、それぞれの地域の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。 また、企業から国立大学法人、公立大学法人、学校法人に対して提出される書面申請の要否について は、国による定めはなく、各大学の規程や契約の懸様に沿って従って対応しているところです。昨年改 正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人、公立大学法人、学校法人において各種手続のオン ライン化が修理されるよう。周知節を通じて保してまいりませ、 | それぞれの学校の実情に応じて適宜ご対応いただくことになる。 | 内閣府の要請にもとづき、各学校の実情に応じてオンライン対応を検討するよう周知する。 板に地方公共団体により襲務付けられている場合は、総務省からお示しする国の基本的対応方針に従い、そ れぞれの地域の実情に応じて適宜で対応いただくことになる。 また、企業から国立大学法人、公立大学法人、学校法人に対して提出される書籍への押印の要否について は、国による定めはなく、各大学の規程や契約の懸様に沿って対応しているところです。昨年改正されたデ ジタル手族法を踏まえ、各国立大学法人、公立大学法人、学校法人において各種手続のオンライン化が推進 されるよう。周知節等海川では「アまい」はまた。 |

| 団体名 | No | 要望事項(タイトル) | 個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、 講習会)を求める手続関係 :オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 :ネットでの講習の提供などで対応する。 :電話や郵送によって対応する。 :その他 (関源にご記入ください。) :対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 再検討後の回答 | その他 | 再検討後 その他 |
|-----|----|--|--|--|-----|-------------|
| 日商 | 13 | 第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続きの見直し | 公証役場に出頭せずにこれらの手続を実施して公正証書を作成すること はできない。 | (3)ax,bx,cx d 左記のとおり,現行法令上,嘱託人が公証役場に出頭せずに所 定の手続を実施して公正証書を作成することはできない。また,左 記のとおり,公証人による保証予定者の息限機節の観点からも,電 話やオンライン会議での対応は相当とはいえない。 | | |
| 日商 | | 学校の購買の見積書・請求書・領収書への押印の省略、ネット 販売品の見積書の省略 | | | | |